Chinese Business

Q&A

中国ビジネスQ&A

「中国からの技術輸出」の規制と最近の動

Q 日本での新規事業立ち上げにあたって、その分野で最先端の技術を持つ中国企業から技術供与を受けることを検討しています。中国は、技術の海外への供与に対する規制を強めているという話を聞きました。中国の技術の「輸出」に対する規制はどのようなものですか。また、最近はどのような動きがありますか。

A 中国にも、日本の外為法上の輸出規制（いわゆる安全保障貿易管理等の輸出管理制度）に類似した、輸出管理規制法等に基づく、貨物（モノ）と技術の両方に関する輸出規制の制度があります。また、技術の輸出（海外への供与等）については、技術輸出入管理条例等、より一般的な規制も存在しています。

近時、中国政府は、中国からの技術輸出への規制を従来よりも強く意識するようになっています。中でも注目されるのが、レアアース関連技術の輸出規制の拡大の動きです。

「中国からの技術の移転」という新しい流れ

かつては、最新の技術等は、日本や欧米等の「先進諸国」から中国に提供されるという一方的な流れの向きでした。しかし最近は、中国の技術水準が大きく上昇し、最先端の技術はむしろ中国企業の側が持っているということも少なくなくなりました。

また、2025年1月の第2次トランプ政権発足前後から、中国は米国と貿易・関税を巡る激しい応酬を繰り広げています。さらには、中国と欧州、日本等との間でも貿易等を巡る対抗関係が強まりつつあります。そうしたなか、中国は、中国からのレアアース等の輸出規制等とともに、中国からの技術の輸出も対抗上の「ツール」として位置付けるようになってきていると言えます。

技術の輸出管理規制～デュアルユース技術（両用品目）の規制が本来の中心

中国の輸出管理規制法（中国語では「出口管制法」）は、日本の外為法上の輸出規制（安全保障貿易管理）と大枠としては同様に、軍民両方の目的で使われるデュアルユース品目（両用品目）について、いわゆるリスト規制（リストに掲載された品目で一定のスペックを満たす貨物（モノ）または技術に対する輸出許可規制）と、リスト外の品目に対する特殊な場合におけるキャッチオール規制を定めています。

なお、中国のリスト規制の場合、日本等と異なり、大量破壊兵器の不拡散目的が中心で、いわゆる通常兵器の不拡散を対象にしていない分、リスト規制対象品目は少なくなっています。

両用品目リストに該当する技術ないし技術情報の中国国外への移転にあたっては、中国の商務当局の輸出許可を取得する必要があります。

また、両用品目リスト該当技術については、いわゆる「みなし輸出」（中国国内における外国籍者に対する提供）も規制対象となる点にも注意が必要です（例えば、中国国内における中国企業と共同での技術開発や技術供与における日本人技術者に対する技術の授与の場合等で問題となる可能性があります）。

デュアルユース品目以外の技術の輸出規制

一方、デュアルユース品目以外の技術に関しては、技術輸出入管理条例（およびその関連法令や、上位法である対外貿易法等）に基づき管理されます。輸出禁止の場合は輸出不可となり、輸出制限技術は、輸出に関する契約の交渉段階から輸出許可の取得が必要となります。

輸出禁止技術には、例えば、レアアース製錬、加工、一部のレアアースの製造技術や、航空機計測、制御、設計、製造に関する技術等が含まれます。輸出制限技術はより多岐にわたり、そこにはレアアースの冶金技術やドローン技術等も含まれます。

向

森・濱田松本法律事務所 外国法共同事業
パートナー弁護士　石本 茂彦
中国弁護士　沈　　暘

なお、最近はこうした（国際的に共通の枠組みである）兵器の不拡散目的「以外」の、広い意味での経済安全保障等を目的とした輸出規制が米国等によって進められ、日本でもそうした動きが具体化しつつあります。中国でも、上記のように、こうした兵器不拡散目的以外の輸出規制が拡大傾向にあると言え、注意が必要です。

レアアース等に関する技術輸出規制の拡大の動き

近時、中国によるレアアースの輸出規制（事実上の制限）が問題となっており、日本企業の事業にも一部で大きな影響が出ています。輸出規制はレアアースそのものにとどまらず、関連技術にも及ぶようになっています。

最近の動きとしては、25年7月15日に公布施行された「輸出禁止・輸出制限技術目録」の改正が挙げられます。

技術輸出制限項目として、リチウム電池正極の製造に必要なリン酸鉄リチウムの製造、非鉄金属の精錬、圧延技術（ガリウムの精錬技術、リチウムおよびリチウムの化合物の生産方法等）が追加されました。リン酸鉄リチウムの製造技術は、EVの電池生産に重要な技術であることから、中国産EVにEU、米国による相殺関税、制裁関税が賦課されたことに対する中国側の対抗措置なのではという見方もあります。

また、レアアース関連の一部の「技術」が、デュアルユース品目として輸出規制の対象に追加されている点も注目されます。24年8月15日に施行されたアンチモンの関連品目に対する輸出規制において、金・アンチモンの製錬・分離技術が輸出制限の対象とされたことに続き、25年2月4日に施行された5種類のレアアース（タングステン、テルル、ビスマス、モリブデン、インジウム）および関連品目の輸出規制において、規制対象品目の製造に関する技術および資料も含めて、輸出規制の対象とされました。

立法計画でさらなる「改正」を示唆

中国では、毎年、全人代常務委員会や国務院、各部等が「立法計画」を公表します。25年5月4日に国務院が公表した立法計画では、上記の「技術輸出入管理条例」が改正、審議予定の条例として入っています。ただし、具体的な改正内容は明らかにされていません。

他方、25年6月26日に商務部が公表した立法計画では、「両用品目及び技術輸出入許可証管理規則」の改正が予定されています。当該規則は05年に制定されたもので、輸出管理規制法、およびその下位法令である両用品目輸出管理条例の内容にそぐわない部分が出ています（既に廃止されている行政法規等を立法根拠としている等）。技術の輸出に関する内容が改正されるかは不明ですが、許可証取得全般に関する規定ですので、デュアルユース技術の輸出に影響がある可能性はあります。ただ、具体的な内容はやはり明らかになっていません。

その他の注意点等

日本企業が中国から技術供与を受ける場合、その技術の移転にあたって、重要データ（ひとたび改竄、破壊、漏洩または不法取得、不法利用等に遭うと、国家の安全、経済運営、社会の安定、公共の健康および安全等がおびやかされる可能性のあるデータ）や個人情報に関するデータが合わせて移転される場合は、こうしたデータの域外移転に関する規制の遵守も必要となります（本稿では詳細に立ち入りませんが、近時、中国はこのあたりについての規制の整備を大きく進めています）。

また、日本における問題として、近時制定され実務運用が始まった経済安全保障推進法上の基幹インフラに対する審査において、中国の技術、ソフトウェア等が導入されていることが問題となる可能性もあり、日本企業としても注意が必要と言えます。